

【概要書閲覧に関するお問い合わせ先】

令和8年3月24日

概要書保管先一覧

	旧4号建築物		1号建築物	金ケ崎
	水沢	水沢以外 (江刺・胆沢・前沢・衣川)	100~200㎡ 以下のもの	
昭和26年 ～ 昭和45年	振興局 保管 台帳のみ (概要書なし)			
昭和46年 ～ 昭和56年	振興局 保管			振興局 保管
昭和57年 ～ 平成12年	江刺総合支所 保管	振興局 保管		
平成13年 ～	江刺総合支所 保管			

※計画通知概要書は平成18年度～

※基本的に1号、旧2号、旧3号、43条許可物件は県

県南広域振興局 土木部 建築指導課 3F Tel:0197-22-2882

□基準時□

水沢羽田町、黒石町を除く全域、胆沢小山の一部	昭和25年6月23日
水沢羽田町、黒石町	昭和29年4月1日
江刺(岩谷堂、愛宕、稲瀬全域)(田原、藤里、玉里、広瀬の一部)	昭和34年4月18日
江刺(中心部、岩谷堂、愛宕の一部を除き、区域を外す)	昭和44年5月28日
江刺(中心部、岩谷堂、愛宕、田原、稲瀬の一部)	昭和48年3月2日
前沢	昭和47年1月25日
都市計画区域外(全県確認)	昭和61年9月1日

執務室江刺移転により、概要書の保管場所も移転しております。

保管先をいま一度ご確認いただき、お問い合わせいただきますようお願い致します。

江刺総合支所 奥州市 都市整備部 都市計画課 建築指導係
Tel:0197-35-2111(代表)
内線:2237・2238

建築確認申請等の提出及び相談先

表1

法第6条	用途	構造	面積	階数	高さ
県	1号	特殊建築物 例：店舗、児童福祉施設、病院、診療所、共同住宅、学校、飲食店、倉庫 など		200㎡超	
	2号	上記以外 例：長屋、3階建ての住宅、工場（自動車修理工場を除く） など	木造以外 木造	200㎡超 300㎡超	2階以上 16m超
市	2号	上記以外 例：2階建ての住宅、長屋 200㎡以下の特殊建築物 など	木造	300㎡以下	2階以下 16m以下
	3号 (旧4号)	上記以外 例：平屋の住宅、事務所、車庫、倉庫、カーポート、特殊建築物 など		200㎡以下	平屋のみ

(令和7年4月1日より)

建設リサイクル法届出書の提出先

表2

	対象建設工事の種類	規模の基準	
市	建築物の解体工事（表1 市の範囲）	床面積の合計	80㎡以上
県	建築物の解体工事（表1 県の範囲）	床面積の合計	80㎡以上
	建築物の新築・増築工事	床面積の合計	500㎡以上
	建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等) 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの	請負代金の額 (消費税含む)	1億円以上
	建築物以外の工作物の工事(土木工事等) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等	請負代金の額 (消費税含む)	500万円以上

※ 上表の塗りつぶし範囲の建設リサイクル法に関する届出及び相談等は

県南広域振興局 土木部 調整課 3F Tel:0197-22-2881 までお願い致します。